

鹿 児 島 県 公 報

令和8年9月29日（火）第758号の2



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

(※については例規集掲載事項)
ページ

規 則

○鹿児島県証紙条例施行規則を廃止する等の規則（※）（会計課取扱い） 1

規 則

鹿児島県証紙条例施行規則を廃止する等の規則をここに公布する。

令和8年9月29日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第59号

鹿児島県証紙条例施行規則を廃止する等の規則

(鹿児島県証紙条例施行規則の廃止)

第1条 鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第3号）は、廃止する。

(建築士法施行細則の一部改正)

第2条 建築士法施行細則（昭和25年鹿児島県規則第116号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

免 許 手 数 料 収 入 証 紙 貼 付 欄 (消印しないでください。)	
※ 経由先記載欄	※ 登録機関記載欄

」

を

「

※ 経由先記載欄	※ 登録機関記載欄
----------	-----------

」

に改める。

別記第3号様式の2の2中

「

証 明 手 数 料 収 入 証 紙 貼 付 欄 (消印しないでください。)

」

を削る。

別記第3号様式の3中

「

登録事項変更届出書・書換え交付申請書

書 換 え 交 付 手 数 料 収 入 証 紙 貼 付 欄 (消印しないでください。)

」

を

「

登録事項変更届出書・書換え交付申請書

」

に、

「

※ 審 査	収 入 証 紙

」

を

「

※ 審 査	手 数 料 納 付

」

に改める。

別記第3号様式の4中

「

免許証再交付申請書

再 交 付 手 数 料 収 入 証 紙 貼 付 欄 (消印しないでください。)

」

を

「

免許証再交付申請書

」

に、

「

※ 審 査	収入 証紙

」

を

「

※ 審 査	手数料 納 付

」

に改める。

別記第6号様式中

「

証 明 手 数 料 収入証紙ちよう付欄 （消印しないでください。）

」

を削る。

（漁船法施行細則の一部改正）

第3条 漁船法施行細則（昭和26年鹿児島県規則第50号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中

「

証紙ちよう付欄 （消印しないこと。）

」

を削る。

別記第5号様式中

「

証 紙 ち よ う 付 欄 （消印をしないこと。）

」

を削る。

別記第7号様式中

「

証紙ちよう付欄 （消印しないこと。）

」

を削る。

（と畜場法施行細則の一部改正）

第4条 と畜場法施行細則（昭和29年鹿児島県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記第8号様式中

「

収入証紙貼付欄

」

を削る。

（クリーニング業法施行細則の一部改正）

第5条 クリーニング業法施行細則（昭和33年鹿児島県規則第29号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

「

収 入 証 紙 貼 付 欄

」

を削る。

別記第8号様式中

「

収 入 証 紙 貼 付 欄

」

を削る。

別記第10号様式中

「

収 入 証 紙 貼 付 欄

」

を削る。

（調理師法施行細則の一部改正）

第6条 調理師法施行細則（昭和34年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式裏中「（鹿児島県収入証紙により納入してください。）」を削る。

（ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則の一部改正）

第7条 ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則（昭和35年鹿児島県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第4号様式、別記第5号様式及び別記第6号様式中

「

収 入	鹿児島県知事 殿
証 紙	

」

を

「

鹿児島県知事 殿

」

に改める。

（鹿児島県税条例施行規則の一部改正）

第8条 鹿児島県税条例施行規則（昭和38年鹿児島県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第12条の2を次のように改める。

（証紙の売りさばき）

第12条の2 条例第104条第3項に規定する自動車税証紙及び条例第148条第1項に規定する狩猟税証紙（以下この章において「証紙」と総称する。）は、証紙の販売に必要な資力及び信用を有する者の中から知事が指定する者を証紙販売人として証紙販売所であることを標示した販売所で販売させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、狩猟税証紙は、地域振興局等においても売りさばくものとする。

第12条の2の次に次の11条を加える。

（証紙販売人の申込み）

第12条の3 前条に規定する証紙販売人の指定の申請をしようとする者は、証紙販売人指定申請書（別記第10号様式の2）を知事に提出しなければならない。

（証紙販売人の義務）

第12条の4 証紙販売人は、需要者の利益を守るため、誠実にその業務を行わなければならない。

2 証紙販売人は、証紙のうち知事が指定したものについて、一般の需要を満たすのに足りる数量を常備して、その証紙販売所において、券面額で公平に販売しなければならない。

（証紙販売人等の責務）

第12条の5 証紙販売人は、その氏名（法人及び団体にあつては、その名称又は代表者の氏名）を変更したとき及び法人又は団体の代表者を変更したときは、直ちに知事にその旨を届け出なければならない。

2 証紙販売人が、証紙販売人の指定の解除を申し出るときは、10日前までに知事にその旨を届け出なければならない。

3 次条第1項第2号に該当するときは相続人又は清算人が、同項第3号に該当するときは破産管財人が、当該事由の発生した日から30日以内に知事にその旨を届け出なければならない。

（証紙販売人の指定の解除）

第12条の6 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、証紙販売人の指定を解除しなければならない。

- (1) 証紙販売人が知事に指定解除を申し出たとき。
- (2) 証紙販売人が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 証紙販売人が破産手続開始の決定を受けたとき。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、証紙販売人の指定を解除することがある。

- (1) 証紙販売人が証紙の販売に必要な資力又は信用を失ったとき。
- (2) 証紙販売所の位置が適当でないと認められるに至ったとき。
- (3) 証紙販売人が、条例又はこの規則その他の定めに違反したとき。

3 知事は、第1項又は前項の規定に基づき証紙販売人の指定を解除したときは、直ちに当該証紙販売人並びに第32条の29及び第51条に規定する証紙取扱者に通知するものとする。

（証紙の無効）

第12条の7 消印された証紙又は著しく汚染し、若しくは損傷した証紙は、無効とする。

（返還の禁止）

第12条の8 既に納付された証紙は、特別の理由がない限り返還しない。

（証紙の交換）

第12条の9 証紙販売人は、証紙取扱者に対し次に掲げる証紙の交換を請求することができる。

- (1) 証紙販売人の故意若しくは重大な過失によらないで汚染し、又は損傷した証紙で、その使用が適当でないと認められるもの
- (2) 種類若しくは形式が変更され、又は廃止された証紙
- (3) その他知事が別に定める証紙

2 証紙取扱者は、前項の規定による請求により証紙を交換したときは、直ちに税務課の物品出納員（以下この章において「物品出納員」という。）に理由を付して報告しなければならない。

3 証紙の種類又は形式が廃止されたときに、既に証紙を購入していた者は、知事が定める期間内に証紙取扱者に対し、証紙の交換を請求することができる。

4 知事は、前項の期間を定めたときは、必要な事項を告示するものとする。
（証紙の買戻し）

第12条の10 証紙販売人は、証紙販売人の指定を解除されたときは、証紙取扱者に対し、証紙の買戻しを請求することができる。

2 証紙取扱者は、前項の規定による請求により、証紙の買戻しをするときは、自動車税証紙については券面額から第32条の24に規定する証紙販売手数料を差し引いた額、狩猟税証紙については券面額から第50条に規定する証紙販売手数料を差し引いた額を買戻し額として支払うものとする。

（証紙の返納）

第12条の11 証紙取扱者は、次に掲げる証紙がある場合は、速やかに物品出納員に返納しなければならない。

- (1) 第12条の9の規定により交換した証紙
- (2) 証紙の取扱事務が廃止されたときに保管中の証紙
- (3) 証紙取扱者が現に保管中の証紙で、知事がその使用を廃止したもの
- (4) その他物品出納員が返納を必要と認めた証紙

（不用証紙の処分）

第12条の12 物品出納員は、不用となつた証紙があるときは、知事の承認を得、責任ある職員をして焼却させなければならない。

（証紙の会計事務）

第12条の13 証紙の出納及び保管その他の会計事務については、この規則その他に定めのあるもののほか、鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）の定めるところによる。

第32条の24を次のように改める。

（証紙販売手数料）

第32条の24 証紙販売人に対しては、証紙販売手数料として、証紙の額に1,000分の13.2を乗じて得た額を交付する。

第50条を次のように改める。

（証紙販売手数料）

第50条 証紙販売人に対しては、証紙販売手数料として、証紙の額に100分の3.3を乗じて得た額を交付する。

別記第7号様式中

「 4 年度・期別（事業年度）

事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日
対象年度	年度分
屋 号	

5 証明書の請求枚数

 枚

収入証紙貼付欄

（鉾区税の納税証明を請求する場合は、収入証紙の貼付けは不要です。）

上記のとおり、納税証明書の交付を請求します。

注 1 1 から 5 までの欄のうち、必要な項目を記入してください。

2 各項目の「選択欄」については、該当する欄に○を付けてください。

3 納税義務者（法人の場合は代表者。以下同じ。）以外の方が請求する場合は、代理人の欄も記入するとともに、委任状を提出してください。

4 納税義務者又は代理人の方は、本人であることを確認するに足る書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を提示し、又は提出してください。

を
「

4 年度・期別（事業年度）

事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日
対象年度	年度分
屋 号	

5 証明書の請求枚数

 枚

上記のとおり、納税証明書の交付を請求します。

注 1 1 から 5 までの欄のうち、必要な項目を記入してください。

2 各項目の「選択欄」については、該当する欄に○を付けてください。

3 納税義務者（法人の場合は代表者。以下同じ。）以外の方が請求する場合は、代理人の欄も記入するとともに、委任状を提出してください。

4 納税義務者又は代理人の方は、本人であることを確認するに足る書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を提示し、又は提出してください。

手数料を納付したことを証する書類の交付を受けた場合の貼付欄

（鉾区税の納税証明を請求する場合は、貼付けは不要です。）

に改める。

別記第10号様式の次に次の1様式を加える。

第10号様式の2（第12条の3関係）

証紙販売人指定申請書

住 所 (所 在 地)	
氏 名 (名称及び代表者の氏名)	
職 業 (主たる業務内容)	
資 産 状 況	
設置しようとする 販売所の所在地	
上記のとおり証紙販売人として指定を受けたいので、鹿児島県税条例施行規則第12条の3の規定により、申請します。 年 月 日 鹿児島県知事 殿 住所（所在地） 申請者 氏名（名称及び代表者の氏名）	

- 備考 1 証紙販売所（予定）の所在地の略図を添付すること。
2 その他知事が必要とする書類を添付すること。

（鹿児島県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第9条 鹿児島県屋外広告物条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第144号）の一部を次のように改正する。

別記第14号様式中

「

証 紙 欄	〒（ — ）
	申請者 住所
	氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕

」

を

「

	〒（ — ）
	申請者 住所
	氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕

」

に改める。

（鹿児島県立職業能力開発校規則の一部改正）

第10条 鹿児島県立職業能力開発校規則（昭和44年鹿児島県規則第103号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

鹿児島県収入証紙はり付け欄（普通課程のみ）

」

を削る。

（医療法施行細則の一部改正）

第11条 医療法施行細則（昭和45年鹿児島県規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（その1）中

「

収入証紙額	円	収入証紙確認者印
保健所発送印	保健所決裁印	保健所受付印

」

を

「

保健所発送印	保健所決裁印	保健所受付印
--------	--------	--------

」

に改め、同様式（その2）中

「

収 入 証 紙 はり付け欄

」

を削る。

別記第 2 号様式（その 1）中

「

収入証紙額	円	収入証紙確認者印
保健所発送印	保健所決裁印	保健所受付印

」

を

「

保健所発送印	保健所決裁印	保健所受付印
--------	--------	--------

」

に改め、同様式（その 2）中

「

収 入 証 紙 はり付け欄

」

を削る。

別記第 3 号様式（その 1）中

「

収入証紙額		円	収入証紙確認者		印
保健所発送印		保健所決裁印		保健所受付印	

」

を

「

保健所発送印	保健所決裁印	保健所受付印
--------	--------	--------

」

に改め、同様式（その 2）中

「

収 入 証 紙 はり付け欄

」

を削る。

別記第 4 号様式（その 1）中

収入証紙額		円	収入証紙確認者		印
保健所発送部		保健所決裁部		保健所受付印	

を

「

保健所発送印	保健所決裁印	保健所受付印
--------	--------	--------

」

に改め、同様式（その 2）中

「

収入証紙
はり付け欄

」

を削る。

別記第 21 号様式中

「

収入証紙
はり付け欄

」

を削る。

（都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部改正）

第 12 条 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則（昭和 46 年鹿児島県規則第 9 号）
の一部を次のように改正する。

別記第 12 号様式の 2 中

「

※ 手数料欄

鹿児島県収入証紙を
貼り付けること。
なお、消印はしない
こと。

」

を

「

※ 手数料欄

」

に改める。

別記第 17 号様式中

「

※ 手数料欄

鹿児島県収入証紙
を貼り付けること。
なお、消印はしな
いこと。

」

を

「

※ 手数料欄

」

に改める。

別記第18号様式中

「

※ 手数料欄
鹿児島県収入証紙を貼り付 けること。 なお、消印はしないこと。

」

を

「

※ 手数料欄

」

に改める。

別記第20号様式中

「

※手数料欄
鹿児島県収入証紙 を貼り付けること。 なお、消印はしな いこと。

」

を

「

※ 手数料欄

」

に改める。

（林業種苗法施行細則の一部改正）

第13条 林業種苗法施行細則（昭和46年鹿児島県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

鹿児島県収入証紙はり付け欄

」

別記第 5 号様式から別記第 7 号様式までの規定中

鹿児島県収入
証紙はり付け欄

(鹿児島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

別記第2号様式中

登録番号	第	号	注射済票番号	第	号
捕獲された場所			捕獲 年月日	年 月 日	
鹿児島県 収入証紙 貼付欄					

登録番号	第 号	注射済票 番 号	第 号
捕獲された場所		捕獲 年 月 日	年 月 日

別記第4号様式中

第一種動物取扱業 の種別	☐ 販売 ☐ 保管 ☐ 貸出し ☐ 訓練 ☐ 展示 ☐ その他（ ）
鹿児島県収入証紙 貼付欄	

第一種動物取扱業 の種別	☐ 販売	☐ 保管	☐ 貸出し	☐ 訓練	☐ 展示
	☐ その他 ()				

別記第5号様式中

「

理 由	
鹿児島県 収入証紙 貼付欄	

」

を

「

理 由	
-----	--

」

に改める。

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第15条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和55年鹿児島県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別記第11号様式及び別記第12号様式中

「

収 入 証 紙 (消印しないこと)

」

を削る。

別記第19号様式（表面）中

「

狩 猟 免 許 申 請 書				収 入 証 紙 (消印しないこと。)	
鹿児島県知事 殿					
年 月 日					
住 所	(〒 —) 電話番号				
ふ り が な					
氏 名					
生 年 月 日	年 月 日生				
下記のとおり、狩猟免許を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により申請します。 記 1 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可					
☐ 網猟免許 (1) 網		☐ わな猟免許 (2) わな			
☐ 第1種銃猟免許	(3) ライフル銃	猟銃・空気銃所持許可証番号	号		
	(4) 散弾銃				
	(5) 空気銃 (圧縮ガスを 使用するものを含む。)	交 付 年 月 日	年 月 日		
☐ 第2種銃猟免許	(6) 空気銃 (圧縮ガスを 使用するものを含む。)				

」

を

「

狩 猟 免 許 申 請 書			
鹿児島県知事		殿	
		年 月 日	
住 所	(〒 —) 電話番号 — —		
ふ り が な			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日生		
下記のとおり、狩猟免許を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により申請します。 記 1 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可			
☐ 網猟免許 (1) 網		☐ わな猟免許 (2) わな	
☐ 第1種銃猟免許	(3) ライフル銃	猟銃・空気銃 所持許可証番号	号
	(4) 散弾銃		
	(5) 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	交 付 年 月 日	年 月 日
☐ 第2種銃猟免許	(6) 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)		

」

に改める。

別記第20号様式（表面）中

「

狩 猟 免 許 更 新 申 請 書				収 入 証 紙 (消印しないこと。)	
鹿児島県知事 殿					
年 月 日					
住 所	(〒 ー)				
	電話番号				
ふ り が な					
氏 名					
生 年 月 日	年 月 日生				
下記のとおり、狩猟免許の有効期間の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により申請します。					
記					
1 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可					
☐ 網猟免許 (1) 網		☐ わな猟免許 (2) わな			
☐ 第1種銃猟免許	(3) ライフル銃	猟銃・空気銃所持許可証番号	号		
	(4) 散弾銃				
	(5) 空気銃 (圧縮ガスを 使用するものを含む。)	交付年月日	年 月 日		
☐ 第2種銃猟免許	(6) 空気銃 (圧縮ガスを 使用するものを含む。)				

」

を

- 17 -

「

狩 猟 免 許 更 新 申 請 書			
鹿児島県知事 殿		年 月 日	
住 所	(〒 —) 電話番号 — —		
ふ り が な			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日生		
下記のとおり、狩猟免許の有効期間の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により申請します。 記 1 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可			
☐ 網猟免許 (1) 網		☐ わな猟免許 (2) わな	
☐ 第1種銃猟免許	(3) ライフル銃	猟銃・空気銃	号
	(4) 散弾銃	所持許可証番号	
	(5) 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)		
☐ 第2種銃猟免許	(6) 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	交 付 年 月 日	年 月 日

」

に改める。

別記第21号様式（表面）中

「

住 所	(〒 —) 電話番号 — —	収入証紙
ふ り が な		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日生	
下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により申請します。 記 (1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類（□にレ印を付す。）、使用する猟具の種類（番号に○印を付す。）、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号、所持する免許の種類（□にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。）を記入。 なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をすること（「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。）。		

」

を

- 19 -

「

住 所	(〒 —) 電話番号 — —
ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により申請します。 記 (1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類（□にレ印を付す。）、使用する猟具の種類（番号に○印を付す。）、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号、所持する免許の種類（□にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。）を記入すること。 なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をすること（「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。）。	

」

に改め、同様式（裏面）中

「

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

」

を削る。

別記第22号様式（表面）中

「

住 所	(〒 -) 電話番号 - -	収入証紙
ふ り が な		
氏 名		
職 業		
生 年 月 日	年 月 日生	
変更しようとする 狩猟者登録証 の番号	号	
変更しようとする 狩猟者登録証 の交付年月日	年 月 日	
下記のとおり変更登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により申請します。 記 (1) 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類（□にレ印を付す。）、使用する猟具の種類（番号に○印を付す。）、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号、所持する免許の種類（□にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。）を記入（変更がある場合のみ記入）。 なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をすること（「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。）。		

」

を

- 21 -

「

住 所	(〒 —) 電話番号 — —		
ふ り が な			
氏 名			
職 業			
生 年 月 日	年 月 日生		
変更しようとする狩猟者登録証の番号			号
変更しようとする狩猟者登録証の交付年月日	年 月 日		
下記のとおり変更登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により申請します。 記 (1) 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類（□にレ印を付す。）、使用する猟具の種類（番号に○印を付す。）、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号、所持する免許の種類（□にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る変更登録の場合に限る。）を記入（変更がある場合のみ記入）すること。 なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る変更登録申請をすること（「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。）。			

」

に改め、同様式（裏面）中

「

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

」

を削る。

別記第23号様式中

「

住 所	(〒 —) 電話番号 — —	収入証紙
ふりがな		
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
職 業		

」

を

「

住 所	(〒 —) 電話番号 — —
ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日生
職 業	

」

に改め、

「

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

」

を削る。

（鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第16条 鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和57年鹿児島県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式その1及びその2中

「

収入証紙貼付欄

」

を

「

取引明細書等貼付欄

」

に改める。

（興行場法施行細則の一部改正）

第17条 興行場法施行細則（昭和59年鹿児島県規則第87号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

収 入 証 紙 貼 付 欄

 」

を削り、「見せ物」を「観せ物」に改める。

（鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部改正）

第18条 鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和61年鹿児島県規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

浄化槽保守点検業者登録申請書	証紙貼り付け欄 消印してはならない
----------------	--------------------------

 」

を

「

浄化槽保守点検業者登録申請書	
----------------	--

 」

に改める。

別記第6号様式中

「

証紙貼り付け欄 消印してはならない。

 」

を削る。

（鹿児島県会計規則の一部改正）

第19条 鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第28条第1号中「、収入証紙収納内訳書」を削る。

第42条第11号中「収入証紙売りさばき代金、」を削る。

第43条第1項ただし書中「の歳入金」を「に掲げる歳入金」に、「及び鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第2条各号に規定する方法により納付されたもの」を「、金銭登録機又は決済端末（入出力装置を含む。）によつて領収金額等を印刷したものを交付するもの及び第46条の2の規定により納付されたもの」に改める。

第46条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織による申請等に係る歳入の納付）

第46条の2 納入義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項又は鹿児島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鹿児島県条例第45号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る使用料及び手数料は、当該申請等を行うことにより得られた納付情報により納付することができる。

第118条第1項第2号イ中「、現金送金用封筒及び収入証紙」を「及び現金送金用封筒」に改める。

（保健師助産師看護師法施行細則の一部改正）

第20条 保健師助産師看護師法施行細則（昭和63年鹿児島県規則第64号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第4号様式中

「

収 入 証 紙 貼 付 欄

」

を削る。

別記第 6 号様式及び別記第 7 号様式中

「

収 入 証 紙 貼 付 欄

」

を削る。

別記第 8 号様式から別記第 10 号様式までの規定中

「

収 入 証 紙 貼 付 欄

」

を削る。

別記第 11 号様式中

「

収 入 証 紙 貼 付 欄

」

を削る。

（建築基準法施行細則の一部改正）

第 21 条 建築基準法施行細則（平成元年鹿児島県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中

「

次のとおり建築基準法第 12 条第 8 項に規定する台帳に記載されている事項の証明を申請します。 年 月 日 鹿児島県知事 殿 申請者 住所 氏名	※ 手数料欄 鹿児島県収入証紙を貼り付けること。なお、消印はしないこと。
---	--

」

を

「

次のとおり建築基準法第 12 条第 8 項に規定する台帳に記載されている事項の証明を申請します。 年 月 日 鹿児島県知事 殿 申請者 住所 氏名	
---	--

」

に改める。

別記第 1 号様式の 3 中

「

次のとおり建築基準法第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出が行われた旨の証明を申請します。 年 月 日 鹿児島県知事 殿 申請者 住所 氏名	※ 手数料欄 鹿児島県収入証紙を貼る。なお、消印はしないこと。
--	---

」

を

「

次のとおり建築基準法第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出が行われた旨の証明を申請します。 年 月 日 鹿児島県知事 殿 申請者 住所 氏名	
--	--

」

に改める。

別記第1号様式の5中

「

次のとおり建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けている（廃止をしている）旨の証明を申請します。 年 月 日 鹿児島県知事 殿 申請者 住所 氏名	※ 手数料欄 鹿児島県収入証紙を貼る。なお、消印はしないこと。
--	---

」

を

「

次のとおり建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けている（廃止をしている）旨の証明を申請します。 年 月 日 鹿児島県知事 殿 申請者 住所 氏名	
--	--

」

に改める。

別記第15号様式 正 中

「

建築基準法第42条第 項第 号に規定する道路（の位置）の指定 （指定の変更、全部（一部）の廃止）を申請します。この申請書及 び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。 年 月 日 鹿児島県知事 殿 申請者 住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕 電話番号 （ ）	※ 手数料欄 鹿児島県収 入証紙を貼り 付けること （道路の位置 の指定、位置 の指定の変更 又は廃止の場 合のみ）。な お、消印はし ないこと。
---	---

」

を

「

建築基準法第42条第 項（第 号）に規定する道路（の位置）の指定（指定の変 更、全部（一部）の廃止）を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項 は、事実と相違ありません。 年 月 日 鹿児島県知事 殿 申請者 住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕 電話番号 （ ）

」

に改め、同様式副中「項第 号」を「項（第 号）」に改める。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）

第22条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成4年鹿児島県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

収 入 証 紙 はり付け欄

」

を削る。

別記第2号様式中

「

収 入 証 紙 貼 付 欄

」

を削る。

別記第4号様式中

「

収入証紙貼付欄

」

を削る。

別記第 6 号様式、別記第 11 号様式及び別記第 15 号様式中

「

収 入 証 紙 貼 付 欄

」

を削る。

（理容師法施行細則の一部改正）

第 23 条 理容師法施行細則（平成 10 年鹿児島県規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 8 号様式中

「

収 入 証 紙 貼 付 欄

」

を削る。

（美容師法施行細則の一部改正）

第 24 条 美容師法施行細則（平成 10 年鹿児島県規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 8 号様式中

「

収 入 証 紙 貼 付 欄

」

を削る。

（温泉法施行細則の一部改正）

第 25 条 温泉法施行細則（平成 12 年鹿児島県規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式、別記第 5 号様式、別記第 7 号様式、別記第 8 号様式、別記第 11 号様式、
別記第 13 号様式及び別記第 15 号様式中

「

収入証紙貼付欄

」

を削る。

（食品衛生法施行細則の一部改正）

第 26 条 食品衛生法施行細則（令和 3 年鹿児島県規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

別記第 4 号様式中

「

収入証紙貼付欄

」

※申請者、届出者による記載は不要です。

を
「

※申請者、届出者による記載は不要です。」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 1 条、第 6 条、第 8 条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第 19 条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに次項から附則第 6 項までの規定 令和 8 年 10 月 1 日
 - (2) 第 2 条から第 5 条までの規定、第 7 条の規定、第 8 条中鹿児島県税条例施行規則別記第 7 号様式の改正規定、第 9 条から第 18 条までの規定、第 19 条中鹿児島県会計規則第 118 条の改正規定及び第 20 条から第 26 条までの規定 令和 9 年 4 月 1 日
（廃止条例附則第 3 項の規定による還付）
- 2 鹿児島県証紙条例を廃止する条例（令和 8 年鹿児島県条例第 21 号。以下「廃止条例」という。）附則第 3 項の規定により未使用証紙を知事に返還して券面額の合計額の還付を受けようとする者は、証紙返還申請書（別記附則様式 1）を知事に提出しなければならない。
（廃止条例附則第 4 項の規定による返還等）
- 3 廃止条例附則第 4 項の規定により証紙を返還しようとする証紙販売人は、証紙返還書兼還付請求書（別記附則様式 2）に返還すべき全ての証紙を添えて知事に提出しなければならない。
- 4 廃止条例附則第 4 項に規定する収入証紙販売手数料に相当する額は、廃止前の鹿児島県証紙条例第 11 条中「収入証紙の額」とあるのは「鹿児島県証紙条例を廃止する条例（令和 8 年鹿児島県条例第 21 号）附則第 4 項の規定により返還を受けた証紙の券面額の合計額」と読み替えて計算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
（経過措置）
- 5 廃止条例附則第 2 項の規定によりなお従前の例により使用することができる証紙については、廃止前の鹿児島県証紙条例施行規則第 2 条から第 3 条の 2 まで及び第 20 条から第 23 条までの規定は、なおその効力を有する。
- 6 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記

附則様式1（附則第2項関係）

証紙返還申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
(電話番号)

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

鹿児島県証紙条例を廃止する条例附則第3項の規定により、未使用証紙を返還しますので、同項の規定により還付されるよう申請します。

種類 \ 区分	枚 数	金 額	備 考
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
計	枚	円	

【振込先】

金融機関名	
本・支店名	
種 別	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

※口座を確認できる書類（通帳の写し等）を添付してください。

附則様式2（附則第3項関係）

証紙返還書兼還付請求書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

請求者 住所
(電話番号)

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

鹿児島県証紙条例を廃止する条例附則第4項の規定により、保有する証紙を返還しますので、同項の規定により還付されるよう請求します。

なお、当該返還に係るもの以外は、返還すべき証紙はありません。

還付請求額	金 円
-------	-----

(内訳)

種額 \ 区分	枚 数	金 額	手 数 料 に 相当する額	差し引いた額
円券	枚	円		
円券	枚	円		
円券	枚	円		
円券	枚	円		
円券	枚	円		
円券	枚	円		
円券	枚	円		
円券	枚	円		
円券	枚	円		
円券	枚	円		
円券	枚	円		
円券	枚	円		
円券	枚	円		
円券	枚	円		
円券	枚	円		
円券	枚	円		
円券	枚	円		
計	枚	(a) 円	(b) 円	(a-b) 円

※算出した手数料に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

【振込先】

金融機関名	
本・支店名	
種 別	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ)	

口座名義	
------	--

※口座を確認できる書類（通帳の写し等）を添付してください。